

知財の広場

AI 活用の注意点について

最近、INPIT 知財総合支援窓口にて一般的な情報の収集等に AI を利用することもありますが、知的財産の側面で、使用する場合の注意点を紹介します。

1. 機密情報の漏洩防止:

未公開の発明内容や技術情報をパブリックな生成 AI に入力しない。利用規約を確認し、セキュアな環境またはオプトアウト可能なサービスを選ぶ。

2. AI 生成文の厳格なレビュー:

AI のハルシネーション（誤情報）や不正確な表現が明細書に混入しないよう、弁理士や技術者による徹底的な内容チェックを必須とする。

3. 新規性・進歩性の喪失回避:

AI が生成した内容が学習データ由来の既知技術でないかを確認し、新規性・進歩性が否定されないよう注意する。公知化リスクを防ぐため、AI の利用履歴を管理する。

4. 発明者認定の明確化:

発明者になれるのは自然人のみ。AI はあくまで補助ツールとし、「誰が、どのように実質的な貢献をしたか」を明確に記録する。

5. 社内ガイドラインの策定:

利用可能な AI ツール、入力してよい情報、利用履歴の記録・監査体制など、具体的なルールを定めて運用し、従業員の意識を統一する。

上記内容は、Google の AI の Gemini で生成した内容ですが、かなり的を射ている感があります。今回の注意点にはありませんが、画像などの著作権上の懸念がある場合もあります。

みなさんの会社でも、AI を使用している方もいらっしゃると思いますので、まだ、社内ガイドラインを策定されていないのであれば、一度、「社内ガイドラインの策定」を検討されたらいかがでしょうか？

INPIT 滋賀県知財総合支援窓口では、このような支援もさせていただいている。